

音楽基金 – ニューミュージック限定 New Music Pan-Asian 基金

はじめに

- NZ On Air の主要事業は、ニュージーランドのアイデンティティと文化を反映・振興させる公共放送サービスです。主流メディアや国内の視聴者に的を絞ったコンテンツなど、様々な視聴覚メディアコンテンツを支援しています。
- 2022/23 年度にはアジア系ニューミュージック (シングル) 限定で最大 **NZ\$12 万** の助成金を給付します。
- 対象を絞った助成金の給付は、日頃、公共放送から十分な恩恵を受けていない一部の視聴者に対するサービス事業戦略の一環として行われるものです。
- 多数の応募が予想されますが、全応募者に助成金が給付されるわけではありません。

目的

- アジア系および主流層の視聴者に向けて、ラジオおよびオンライン配信サービスを介し、より多くの良質なアジア系コンテンツを提供する。
- アジア系アーティストを見出し、国内のアジア系および主流層の視聴者へ訴求効果がありそうなシングル曲に対し、良質な制作活動や効果的なビジュアル、プロモーションなどの支援を行う。

詳細

- New Music Pan-Asian (シングル) 基金に応募できるのは、市民権または永住権を持つアジア系ニュージーランド人に限ります。
- アジア諸邦の定義：国連の定義によれば、アジア諸邦とはアジア圏全域と中東を指します。
- 給付対象に選ばれた曲は、ストリーミングのプレイリストや動画配信サービスのほか、次の主要な放送局およびネット配信サービスを通じて放送・配信されます。
Student Radio Network、商業ラジオ局、**Access Radio**、専門のアジア系ラジオ局および **DSP**
- 放送やネット配信を通じて作品の存在感を高めるため、受給者とは **Music Managers Forum** を通じた専門的な打ち合わせ会議を 2 回実施します。
- ジャンルは問わず、アジア系の言語または英語のいずれかで書かれた作品を募集します。

助成金の種類

- 未完成のデモ曲でも応募でき、その場合は助成金を録音費用 (ミキシング・マスタリングを含む) とリリースや動画コンテンツ、プロモーションの諸経費に充てることができます。
- すでに完成している作品で応募する場合は、助成金を動画コンテンツ、プロモーションの諸経費のみに使用できます。
- 応募者 1 名につき 1 曲のみ応募可能です。

助成金額

- New Music Pan-Asian 基金は、才能あるアジア系アーティストを見出し、プロによるシングル曲の録音、ビジュアル制作(ミュージックビデオ、動画コンテンツ、ソーシャルメディアコンテンツなど)、プロモーション、パブリケーションのための資金を提供し、主要なストリーミングサービスや動画プラットフォームでの大々的な放送・配信を目指します。
- New Music Pan-Asian 基金の助成金は、1曲当たり最大 NZ\$1 万(税別)です。アーティスト/著作権所有者が出資する必要はありません。しかし、助成金の枠を超える資金が必要になった場合は、アーティスト/著作権所有者がその分を負担することになります。
- オリジナル曲を創作したアーティストに対しては、任意の助成金として Artist Creation Fee 最大 NZ\$1,000(税別)も組み込まれます。
- 2023 年度基金では、12 曲分の助成金を用意しています。

応募の流れ

応募はオンライン申請のみ

- 専用応募サイト (<https://newmusicsingles.nzonair.govt.nz>) から "New Music Pan Asian round" を選んでください。
- 募集期間：2023 年 5 月 4 日午前 9 時から同月 25 日午後 4 時まで
- 申請条件は特にありません。楽曲の詳細と何のために資金が必要なのか(録音・ビデオコンテンツ・プロモーション、またはビデオコンテンツとプロモーションのみ)を明記してください。
- 申請時には、.mp3 形式で録音した完成曲またはデモ曲を必ずアップロードしてください。
- 2023 年 5 月 25 日(木)午後 4 時の締め切り厳守。それ以降の申請は受理されません。
- 募集期間は 3 週間です。

助成金給付の通知

- 選考の結果は、2023 年 6 月 22 日(木)までに応募者本人へ通知されます。

評価基準

- 申請書類と楽曲は、NZ On Air およびアジア系音楽の専門家による外部審査員によって評価されます。
- 評価プロセスで重視される要素：
 - ニュージーランドの全国ラジオ放送で流す価値があり、国内アーティストの放送枠を拡大する可能性のある楽曲であるかどうか

- 国内のネット視聴者によるエンゲージメント(ストリーミング/閲覧/シェア/いいね!など)を高める可能性を持つ楽曲であるかどうか
- アーティストのフォロワーが実在する証拠(過去にリリースした楽曲へのエンゲージメント、ライブの集客数、ソーシャルメディアのファン層、音楽関連のその他の実績など)
- ニュージーランドとアジア系の視聴者にとって文化的価値のあるプロジェクトであるかどうか
- 楽曲の強み、リリース計画、申請内容の総合的な評価

細則

選考通過後に適用される規定は多々ありますが、特に以下の項目の順守が求められます。

• プロデューサーとアーティストは、**Health and Safety at Work Act 2015 (2015年労働安全衛生法)**に基づく義務を認識しなければならない。

- 動画プロジェクトのプロデューサーの義務：
 - <http://screensafe.co.nz>に掲載されている国内映像業界の安全衛生ガイドラインを順守する。
 - Individual Performance Agreement (SPADA) ならびに NZ Actors Equity) および The Blue Book (NZ Film and Video Technicians Guild) に記載された合意済みの業界労働基準を厳守する。
 - NZ On Air Safe Spaces 契約書に署名する。
 - コンテンツには NZ On Air による資金供出を明記する。認証要件はこちらをご覧ください。
- それぞれの応募作品には、下記の標準規約が適用される。
 - 申請書の提出により、申請者は本規約を熟読し、その内容を理解し、それらに拘束されること承諾したものとみなされる。
 - 申請書の準備と提出にかかる諸経費はすべて申請者の個人負担とする。
 - 申請書に記載された情報は、すべて完全かつ正確であることを表明し、保証する。
 - 主催者は申請書の内容を全面的に信頼する。
 - 主催者は、本ガイドラインの修正・一時取り消し・キャンセルおよび/または再発行を随時実施できる。
 - 主催者は、申請プロセスに規格外または略式化された内容があっても、それを免除する場合がある。
 - 主催者は、申請内容を明確にするため、申請者と面接する場合がある。
 - 主催者は、申請内容を明確にするため、すべての申請者と面接するわけではない。
 - 主催者にあらゆる申請書類を受理する義務はない。
 - 第三者の権利(知的財産権やプライバシー権を含む)を侵害するデータ、または好ましくない/不正確/誤解を招くデータを申請書類に含めないこと。
 - 申請者と主催者は、互いの秘密情報を守るため合理的な措置を講じることに同意する。
 - 主催者は、Official Information Act 1982 (1982年情報公開法)ならびにその他の法律、議会、憲法上の規約に準じて申請者の秘密情報を守る義務がある。
 - 主催者と申請者の間に法的な拘束関係はない。受給が確約されるのは、助成金の給付契約に両者が公式に同意した場合に限る。

